

群馬県いきいきGカンパニー認証制度運営要領

(目的)

第1条 育児・介護休業制度の利用促進や職場における女性の活躍推進、従業員の家庭教育等ワーク・ライフ・バランスの推進に先導的に取組を進めようとしている事業所を応援し、男性・女性を問わずすべての労働者が働きやすい職場環境づくりを推進するとともに事業所の活性化を図り、県経済に活力を与えることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、事業所とは、県内に本社又は営業所等があり、県内において事業活動を行う企業、法人、団体、個人事業主をいう。

(認証の区分)

第3条 認証の区分は、ベーシック認証とゴールド認証とし、その認証基準は第5条のとおりとする。

(申請)

第4条 認証を受けようとする事業所は、群馬県いきいきGカンパニー認証申請書(様式第1号)に必要書類を添付し、知事に申請するものとする。

(認証基準)

第5条 知事は、次の認証区分毎のすべての要件を満たす事業所を群馬県いきいきGカンパニー(以下「認証事業所」という。)として認めるものとする。

(1) ベーシック認証

- ① 現行法令に対応した育児・介護休業等に関する制度を、就業規則等の社内規則に規定していること
- ② 次の各事項に関する取組を宣言していること
 - ア 育児休業制度等を対象とした両立支援の取組
 - イ 職場における女性の登用・活躍推進の取組
 - ウ 従業員の家庭教育等ワーク・ライフ・バランス推進の取組
- ③ 過去3年間において、労働基準法及び法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと

(2) ゴールド認証

- ① ベーシック認証のすべての要件を満たしていること
- ② 群馬県男女共同参画推進条例に基づき、男女共同参画推進員を設置していること
- ③ 次の各事項に関する取組実績があること
 - ア ワーク・ライフ・バランスの取組実績
 - イ 職場における女性の登用・活躍推進の取組実績
 - ウ 高齢者、障害者、外国人の活躍推進の取組実績(ア、イに準ずる取組実績)

(認証期間)

第6条 認証の期間は、認証の日から3年間とする。

(認証書の交付)

第7条 知事は、申請者が認証基準を満たすと認められる場合は、群馬県いきいきGカンパニー認証書(様式第2号又は第2号の2)(以下「認証書」という。)を交付するものとする。

(変更の届出)

第8条 認証事業所は、申請内容に変更があった場合は、当該変更が生じた日から30日以内に、群馬県いきいきGカンパニー変更届(様式第3号)により、知事に届け出なけ

ればならない。

(認証書の再交付)

第 9 条 認証事業所は、認証書を亡失又はき損した場合は、群馬県いきいき G カンパニー認証書再交付願（様式第 4 号）を知事に提出し、認証書の再交付を受けることができる。

(認証の辞退)

第 10 条 認証事業所は、宣言した取組を行うことができない等、認証を継続することが困難になった場合は、速やかに群馬県いきいき G カンパニー辞退届（様式第 5 号）により届け出なければならない。

(更新申請及び認証書の交付)

第 11 条 認証期間満了後も引き続き認証を受けようとする事業所は、認証期間が満了する日までに、群馬県いきいき G カンパニー認証申請書（様式第 1 号）に必要書類を添付し、知事に更新の申請をするものとする。

2 知事は、前項により更新申請があった場合は、第 7 条に基づき認証書を交付するものとする。

(認証の取消)

第 12 条 知事は、認証事業所が基準を満たさないことが明らかになったとき、宣言の取組を行わないことが明らかになったとき、その他認証事業所として適当でなくなったと認めるときは、当該認証を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定により認証の取消をするときは、理由を付して認証事業所にその旨を通知するものとする。

3 認証の取消を受けた場合は、認証事業所は速やかに認証書を知事に返納するものとする。

(県の支援)

第 13 条 知事は、認証事業所に対し、別に定めるところにより次の支援を行うものとする。

(1) 県のホームページ等に事業所名を公表することによる事業所のイメージアップ

(2) 群馬県いきいき G カンパニー認証マークの付与

(3) 職場における女性の活躍推進やワーク・ライフ・バランスの推進等に関する講演会等の情報の提供

(4) その他県が必要と認める支援

(表彰)

第 14 条 知事は、取組成果が著しく優良な認証事業所に対し、別に定めるところにより表彰等を行うものとする。

(所掌)

第 15 条 この要領に関する事務は、産業経済部労働政策課において所掌し、関係課と共有する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

なお、「群馬県育児いきいき参加企業認定制度の認定企業」、「群馬県男女共同参画推進員設置企業」及び「ぐんま家庭教育応援事業所登録制度の登録企業」に関する平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間の制度移行に係る事務の取扱については、「群馬県いきいき G カンパニー認証制度」制度移行に係る事務取扱要領による。

附 則

この要領は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年3月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年3月23日から施行する。

なお、「群馬県いきいきGカンパニー認証制度」制度移行に係る事務取扱要領による、事務の取扱期間を平成29年12月28日まで延長する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

なお、「群馬県いきいきGカンパニー認証制度」制度移行に係る事務取扱要領は廃止する。

附 則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年11月20日から施行する。

施行日から令和2年12月31日までの認証については、なお従前の例によるものとして差し支えない。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

施行日から令和4年5月31日までの認証については、なお従前の例によるものとして差し支えない。

附 則

この要領は、令和7年2月6日から施行する。

施行日から令和7年3月31日までの認証については、なお従前の例によるものとして差し支えない。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。